広報 KOUHOU MIBU

壬生 MIBU

No.506
7月号
2001

生活習慣病予防＆実践教室

－自分の健康に関心を持とう－

（記事P13）

主な内容

●１歳を迎えた介護保険　2～3
●老人保険制度案内　4～5
●ごみ減量・分別等　6～7
●青少年健全育成標語　8
●壬生町職員採用試験案内　14

発行／壬生町役場　〒321-0292　栃木県下都賀郡壬生町通町12番22号　編集／総務部企画財政課広報広聴係　☎0282-81-1812　毎月23日発行
ホームページアドレス http://www.t-cnet.or.jp/~mibu/　FAX0282-82-8262

一歳の誕生日を迎えた介護保険

ホームヘルパーの身体介護（男性ヘルパーによる入浴サービス）

介護保険制度は、平成12年4月から施行され満1年を経過しました。

実施状況をみると、サービス量が導入前に比較して大幅に増加しています。

例えば、高齢者の在宅生活を支える訪問介護の場合、延べ利用時間が11年度7,805時間に対し、12年度23,816時間。通所介護の場合、延べ利用回数が11年度7,310回に対し、12年度11,806回であり、アンケート調査によるとサービスに対する評価は、「おおむね満足している・普通だと思う」を合せると、92・4％と高い満足度に達しています。

また、施設介護サービスは増加の傾向にあり、特別養護老人ホーム等への入所希望者が多く、介護保険は在宅生活継続を理念としていますが、実際は施設に流れている現状にあります。

家族だけでの介護には限度がありますので、介護を社会全体で支え、家族の負担を減らし、「介護の社会化」を進められるよう、在宅介護サービスをうまく利用しましょう。

10月分から本来の介護保険料となります！

65歳以上の人（第１号被保険者）が納めている保険料は、新しい制度に慣れて頂くために、平成12年10月から平成13年９月分までの１年分を（特別措置により）半額に軽減してまいりました。

平成13年10月分以降は、介護保険料の全額（本来の保険料額）を納めて頂くことになりますので、御理解下さい。

介護保険制度は、介護を必要とする人が地域で安心して生活が送れるよう、社会全体で介護を支えるしくみです。私たちが納める保険料は、介護保険制度を支える大切な財源となります。

保険料はきちんと納めましょう

特別な事情がないのに保険料を滞納していると、滞納期間に応じて次のような措置がとられます。

保険料を１年以上滞納すると……

利用者が費用の全額をいったん自己負担し、
申請によりあとで保険給付（費用の９割）が支払われる形となります。

１年６か月以上滞納すると……

利用者が費用の全額を負担し、申請後も保険給付の一部または全部が一時的に差し止めとなったり、滞納していた保険料と相殺されたりすることがあります。

２年以上滞納すると……

利用者負担が１割から３割に引き上げられるなどの措置があります。

天引きされていたのに納付書がきました。なぜ？

年金が18万円を超えている方でも、他の市町村から転入した場合や、年度の途中で所得段階が変わった場合などは、納付書で納めます。

口座振替をご利用ください!!

忙しい方、なかなか外出ができない方は介護保険料の口座振替が便利です。

手続き

①介護保険料の納付書、預・貯金通帳、印かん（通帳届出印）を用意します。
②取扱金融機関・郵便局で「口座振替依頼書」に必要事項を記入し、申し込みます。
（口座振替の開始は、申込日の翌月以降になります。）

★高額医療費支給制度とは！

同一世帯内に１か月30,000円以上（住民税非課税世帯等は21,000円）の一部負担金を支払ったお年寄りが複数いるときは、合算して37,200円（住民税非課税世帯等は24,600円）を超えた分が高額医療費として払い戻されますので、役場福祉課で申請してください。

（例）同じ月内に入院し、30,000円以上自己負担額を支払ったお年寄りが、ひとつの世帯に複数いるとき

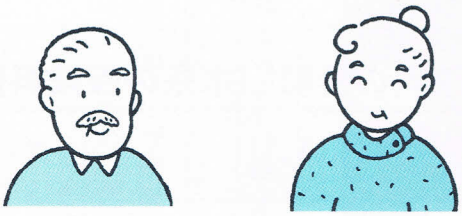

30,000円　＋　35,000円　＝　65,000円

一　般　世　帯	65,000円－37,200円＝27,800円 27,800円があとで支給されます。
住民税非課税世帯等	65,000円－24,600円＝40,400円 40,400円があとで支給されます。

●ただし、外来の場合の一部負担金・差額ベット代・入院の食事代は対象になりません。

★入院したときに支払う費用と食事代が減額されます！

入院したときに、かかった費用の一割を支払いますが、限度額が決められてます。

住民税非課税世帯に属する方については次のとおり減額されますが、入院時一部負担金限度額適用・標準負担額減額認定証が必要となりますので、役場福祉課にお問い合わせください。

	自己負担額（１ヶ月）	入院時の食事代
一　般　世　帯	37,200円まで	１日に780円
住民税非課税世帯等	24,600円まで	90日までの入院は１日650円
		過去12ヶ月の入院が90日を超えるときは１日に500円
住民税非課税世帯等で老齢福祉年金を受けている人	15,000円まで	１日に300円

〔詳しい問合わせ先〕　町民生部福祉課医療保険係　TEL 0282(81)1832

老人保健で医療を受けるみなさんへ

★お医者さんにかかるとき

●老人保健による医療を受けるときは「健康保険証」・「健康手帳」・「医療受給者証」が必要です。病院などでの受付の際、必ず提示してください。

★新たに70歳になる方は！

70歳（一定の障害のある方は65歳）を迎える誕生月の下旬に、役場福祉課から通知を送ります。

その通知と健康保険証をもって指定された役場福祉課または出張所で手続きしてください。健康手帳と医療受給者証が交付されます。

誕生月の翌月１日から該当になります。ただし、１日生まれの方は、その月からとなります。

一定の障害（「寝たきりなどの」）のある方は、申請することにより、65歳から老人医療を受けることができます。

申請した翌月から該当になります。

老人保健でお医者さんにかかると、医療機関によって一部負担金の負担方法が異なります。

定額制の診療所では１日につき800円を負担し、定率制の医療機関では医療費の１割を負担します。ただし、１か月に負担する上限額が医療機関ごとに決められていますので、医療機関で確認してください。

★健康手帳・医療受給者証をなくした方は！

再交付しますので、健康保険証を持って、役場福祉課または出張所で申請してください。

★費用の一部が戻ります！

コルセットなどの治療用の装具代やマッサージ、はり、灸にかかった時などの費用の一部が、医師が必要と認めた場合に限り、払い戻されます。

その場合、医師の診断書または意見書、領収書、その他証明書等を添付して申請してください。審査のうえ、支給決定されます。

★町外から引っ越してきた方は！

老人医療は、各市町村で行っていますので、新たに届け出が必要です。

★住所や加入保険が変わった方は！

健康保険証、健康手帳、医療受給者証を持って、速やかに役場福祉課または出張所に届け出てください。

★交通事故にあったら！

医療費は加害者が全額負担するのが原則ですが、交通事故など、第三者の行為によってケガをした場合でも、老人保健でお医者さんにかかることができます。ただし、一時的に老人保健が医療費を立て替え、あとで加害者に請求しますので役場福祉課で手続きが必要になります。

その際、第三者行為による疾病届、事故証明書など指定する書類を提出していただきます。

ご協力ください

ごみの減量、正しい分け方・出し方

経費節減につながります

ごみ処理の現状

一世帯当たりの処理経費は2万9,200円

ごみを分別して正しく出しましょう

町では、皆さんの家庭からごみステーションに出されたごみを、清掃センターで処理しています。

このごみ処理には、下表のとおり多額の経費を要し、1年間で約3億8,230万円、1世帯当たりで2万9,200円かかっています。

皆さんのご協力でごみを減量し、正しいごみの分け方・出し方で、施設の機械設備等が長持ちし、さらに、焼却灰を埋め立てる最終処分場も長持ちするなど、経費の節減になります。

また、分別の徹底のため、6月から収集袋を透明、または半透明の袋の使用をルール化しましたので、皆様のご協力をお願いいたします。

平成12年度ごみ処理経費

1t当たりのごみ処理経費	もえるごみ	約 21,300円
	もえないごみ	約 52,400円
	ガラス・びん類	約 65,800円
	資源ごみ	約 44,000円
1世帯当たりのごみ処理経費（約29,200円）	もえるごみ	約 16,600円
	もえないごみ	約 6,500円
	ガラス・びん類	約 2,000円
	資源ごみ	約 4,100円
1年間にかかるごみ収集・処理費用（約3億8,230万円）	もえるごみ	約2億1,680万円
	もえないごみ	約 8,540万円
	ガラス・びん類	約 2,630万円
	資源ごみ	約 5,380万円

家庭用ごみ処理器設置に補助金

ごみ減量化推進事業の一環として、町で「生ゴミ処理器」の設置者に対し、補助制度を設けています。多くの家庭で、このごみ処理器を利用して、ごみの減量化にご協力ください。

◆家庭用ごみ処理器設置事業補助金交付制度

一般家庭で「生ゴミ処理器（容器単体を含む）」購入・設置した場合、本体価格の2分の1を補助します。（ただし、限度額があります）

限度額　25,000円（生ゴミ処理器1器につき）

問合せ先　町民生部保健課　☎81－1834

清掃センター　☎82－3424

テレビ・冷蔵庫・洗濯機・エアコンを廃棄する場合は、次のどちらかの方法で処理を依頼してください。

1）対象機器を買換える場合や購入した小売店がわかっている場合

小売店に引取ってもらいます。その際に、処理料金（リサイクル料金）と収集・運搬料金を小売店に支払います。

家電リサイクル法の対象機器

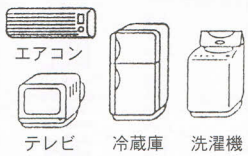

2）左記以外（買った小売店が不明、通信販売で購入など）

壬生町一般廃棄物処理業許可業者（許可業者）に収集・運搬を依頼します。

その際、事前に最寄りの郵便局で処理料金（リサイクル料金）を（財）家電製品協会家電リサイクルセンター（RKC）に振込み、納付証明書を家電製品に添付します。許可業者には、収集・運搬料金のみ支払います。

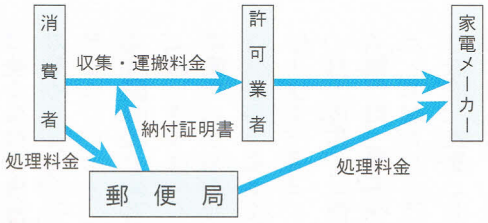

※許可業者につきましては、下表に 掲載しています。

※テレビ・冷蔵庫・洗濯機・エアコンを廃棄する場合は、

処理料金（リサイクル料金）
テレビ：2,700円　洗濯機：2,400円
冷蔵庫：4,600円　エアコン：3,500円
（消費税別）

と **収集運搬料金** が必要となります

注１：テレビ・冷蔵庫・洗濯機・エアコンをごみステーションには、絶対に出さないでください。
注２：テレビ・冷蔵庫・洗濯機・エアコンは、清掃センターでは取り扱いませんので、持ち込まないでください。

壬生町一般廃棄物処理業許可業者一覧表

（家電４品目《テレビ・エアコン・冷蔵庫・洗濯機》収集運搬業者）

No.	業者名	住所	電話番号	No.	業者名	住所	電話番号
1	株式会社大商	〒328-0002 栃木市惣社町2,181番地 代表取締役　大貫　雅弘	0282(27) 8248	7	栃南産業株式会社	〒329-0524 上三川町大字多功2,494 代表取締役　高島　禎子	0285(53) 5557
2	企業組合 とちぎ労働福祉事業団	〒321-0152 宇都宮市西川田７丁目１番２号 理事長　佐藤　賢二	028(645) 5561	8	株式会社秋和美装	〒321-0982 宇都宮市御幸ヶ原町２－68 代表取締役　秋山　和夫	028(661) 7490
3	有限会社 壬生衛生社	〒321-0217 壬生町至宝３丁目４－18 代表取締役　野澤登起子	0282(82) 0279	9	有限会社 ミサキ商事	〒321-0221 壬生町大字藤井1,842 代表取締役　戸崎　肇	0282(82) 1776
4	仲田総業株式会社	〒321-0111 宇都宮市川田町836番地３ 代表取締役　仲田　俊夫	028(635) 2151	10	程塚商事株式会社	〒321-0954 宇都宮市元今泉６丁目６番３号 代表取締役　程塚　利夫	028(656) 1770
5	有限会社 大林環境サービス	〒329-0501 石橋町大字上古山８－５ 代表取締役　大林　恒男	0285(53) 5584	11	有限会社 関東実行センター	〒323-0027 小山市花垣町１丁目12番10号 代表取締役　山本芳之助	0285(23) 3026
6	臼井是正	〒321-0132 宇都宮市雀宮６丁目３－58	0282(86) 5443	12	有限会社アラカワ	〒321-0233 壬生町大字助谷1,346番地36 代表取締役　荒川　三郎	0282(82) 2199

事業系ごみ・多量排出ごみは、直接清掃センターへ搬入してください。

商店、事業所、飲食店等、事業活動に伴って生じた事業系一般廃棄物、及び一般家庭で、一時に50kg以上生じたごみは直接清掃センターへ搬入するか、一般廃棄物処理業許可業者に収集を依頼してください。

直接搬入等する場合も、透明・半透明の袋を使用してください。

許可業者については、清掃センターへお問い合わせください。

問い合わせ先　壬生町清掃センター　☎82－３４２４

青少年の非行と犯罪を未然に防止しよう

青少年健全育成標語

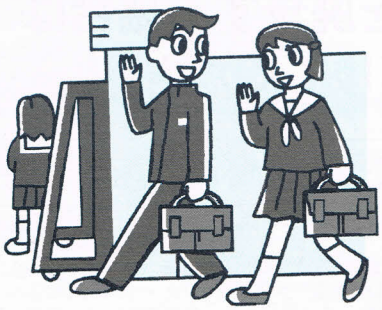

青少年を非行から守り、犯罪の未然防止と更正及び、青少年の健全育成を広く町民に普及啓発するような標語を、今年も壬生中学校と南犬飼中学校の第2学年在学の生徒から募集しました。

各中学校ともに出展点数が1クラス5点までとされ、60点もの応募のなか、青少年健全育成標語審査委員（青少年問題協議会）で厳選な審査をした結果、最優秀賞1点、優秀賞3点、佳作8点が選ばれました。

青少年健全育成標語入賞者

最優秀

長谷川訓子（南犬中）
「大切に　お金で買えない　自分の命」

優　秀

畠山　拓郎（南犬中）
「誘惑に「NO」と言える　強い意志」

小久保麻実（南犬中）
「強くなれ　自分のために　未来のために」

阿部由以子（壬生中）
「あいさつは　心をつなぐ　合い言葉」

佳　作

村上佐和子（南犬中）
「親の顔　涙でぬらすな　絶対に」

山川　式哉（壬生中）
「二度とない　人との出会い　大切に」

大槇真奈美（壬生中）
「いじめ０　勇気を持つこと　大切に」

戸崎麻菜美（壬生中）
「話そうよ　心の悩み　消えるまで」

山川　千佳（壬生中）
「育てよう　悪い誘いを　断る勇気」

久保有佳里（壬生中）
「あいさつで　楽しい一日　始めよう」

新村　愛美（壬生中）
「薬物は　明るい未来を　こわすもと」

石塚　真士（壬生中）
「「やめなよ」と　言ってあげるが　真の友」

資料館コーナー

月刊　人物学習帳〔鳥居元忠　編〕

―小田原の戦いと鳥居元忠―（三）

天正十四年（1586）徳川家康の大坂城上洛で豊臣秀吉に対する臣従の礼をとった家康は、以後豊臣政権下の一大名としてその命に従いました。天正十八年の小田原の戦いでは先鋒役を命じられ、秀吉家臣の浅野長吉、その子幸長、木村常陸介らとともに関東の北条方の城を攻めました。家康家臣の鳥居元忠及び本多忠勝、平岩親吉もこれに従いました。五月上旬佐倉、土気、東金、丁南の諸城を攻め落とし、二十日には北条氏房の岩槻城（埼玉県岩槻市）を攻めました。この時元忠、親吉は搦手の部将として新曲輪に向かいました。岩槻城攻略での元忠の働きはめざましく、家臣の討死三十余人、負傷者七十余人の損害を被りましたが、敵方の守将伊達余兵衛某に「鳥居の紋の旗を立てる兵士、最も城を攻める事急にして、この手の働きによりて落城に及ばむとす。願わくば城を其人に渡さむと」（「寛政譜」）と賞賛されたと言います。この時、元忠は秀吉からその軍功を賞せられて感状を賜りました。

天正十八年六月、元忠は相模国筑井城を攻め落とし、同城の受け取りをしています。岩槻・鉢形・八王子などの支城の陥落に続いて、七月五日には小田原城が落城しました。北条氏降伏とともに家康は関東転封を命ぜられ、元忠も三河を離れ下総国矢作（千葉県佐原市）城主となり、四万石を領しました。家康は武功を賞して感状を与えようとしましたが、元忠はこれを拒否しました。他家に仕える気持ちは毛頭ないので、感状を後証として他人に戦功を誇る事は考えもしないと答えたと言います。

次回は、「伏見城攻めと鳥居元忠」です。

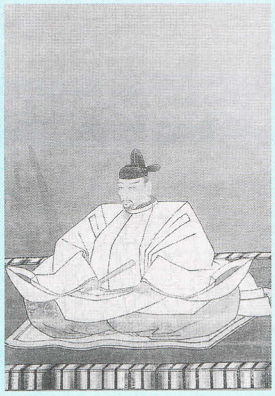

豊臣秀吉　画像

城南自治会で交通安全講話会

「安全は見えること」

○×のカードを使った交通安全ウルトラクイズ

城南自治会の交通安全母の会会員と老人会で、6月14日坂田交通安全協会会長と壬生交番所長を迎え、高齢者自らが交通安全意識を高めようと交通安全講話会を開催しました。

40人ほど集まった講話会では、壬生交番所長より、高齢者のための夜間の交通事故防止ポイントとして「ドライバーからは歩行者の姿が見えにくいので、車が通り過ぎるまで待ちましょう」「左からの車に要注意です」「自転車は必ずライトをつけましょう」「夜間反射材を身に付けましょう」との指導を受けました。また高齢者の交通事故のほとんどが自分の家の近くでおこっており、慣れ・油断は禁物、十分気を付けましょうと話されました。

また、交通安全ウルトラクイズと題して、交通の常識クイズを○×方式で答え、楽しみながら交通安全について学ぶことができました。町ではこのような交通安全講話会を要望があれば随時開催しますので、町総務課消防交通係までお問い合わせください。

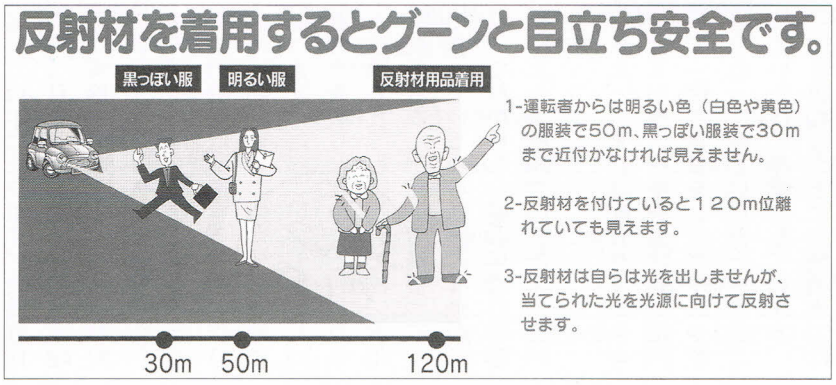

河川の増水にそなえ

消防団が水防演習

▲土のうを積む訓練

▼重しをつけた樹木を流す「木流し」

6月3日、壬生町消防団（中根幸男団長・団員203人）による水防演習が、羽生田黒川橋下流の河川敷で行われました。この水防演習は、豪雨などによる河川の増水時に洪水の発生を未然に防ぐためのものです。

団員達は石橋地区消防組合職員の指導のもと、土のうを積み上げて水をせき止める「改良積み土のう工法」と、流水で川岸の土が削り取られるのを防ぐため、重しを付けた樹木を岸に沿って流す「木流し工法」の訓練に取り組みました。

また、消防防災ヘリコプター「おおるり」も参加し、河川に取り残された人を救助する訓練が行われました。

中央公民館調理室にて活動中

ただいま活動中！㉖

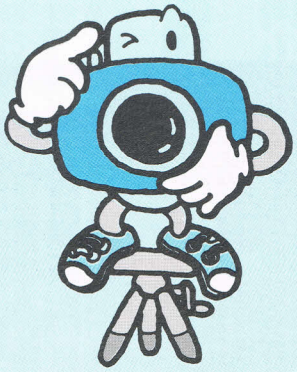

みんなの広場

皆さんのご応募をお待ちしています！

お年寄りの応援団

壬生地区配食サービスグループ

地域福祉推進のために「ふれあいネットワーク作り」の一環として壬生町配食サービスグループの運営を実施しています。

一人暮らしのお年寄り、老夫婦世帯者、重度障害者への配食サービスをして、お年寄り達とのコミュニケーションを図りながら健康面などの安否を確認することが大きな役割となっています。

設立は昭和59年4月からで、発足して17年になります。会員は19名で、月に2回、第1・第3水曜日に実施しています。前日に材料の買物を2・3人の当番制で行います。当日は9時から調理を始めて、11時には配達する弁当を作り終え、お年寄りの待っている家に届けます。毎回「いつもおいしいお弁当をありがとう」と言われると私達もとても嬉しいです。お年寄りの皆さんが元気で頑張ってくださっているから私達の活動があり、これからも一層お年寄りの応援団として励んでいきたいと思います。

また、会食会は配食サービスを受けている人を中央公民館に招待して一緒に食事をし、ゲームや歌をうたって楽しいひとときを過ごしていただく事業もしています。

回を重ねるごとに、衛生面では十分に注意して、喜ばれるおいしい弁当をと会員一同頑張っています。配食ボランティアに興味のある方、自分のためにもなりますので、ぜひ入会をお待ちしております。

木村シズ ☎82-4472

※会員に男性5人（調理1人・配達4人）も加入しており、お年寄り65名分を調理、7コースに分けて配達しています。

がんばれ

社会人（No.22）

（株）壬生自動車学校 栗原 正通さん

㈱壬生自動車学校は、普通自動車、普通自動二輪車、大型自動車の免許証を取得する為に必要な、運転技術・知識を教えていく学校です。昭和52年11月22日に、公安委員会から公認の指定を受け、以来大勢の教習生を卒業させ、交通社会に送り出しています。その他にも、AT車の限定解除、小型自動二輪車の限定解除、ペーパードライバーに対する教習指導、更新時講習、高齢者講習も行っております。㈱壬生自動車学校では、一人一人の指導員が、親切、丁寧、明るく楽しい教習をモットーに！「いつもニコニコ楽しい教習」を心がけて教習業務に励んでいます。

私が㈱壬生自動車学校に入社して5年近くになります。教習指導員の資格は7年ほど前に兵庫県の教習所で取得しました。しかし車の運転というものは、交通ルールを守り、安全運転を常に心がけるものであり、これは全国どこへ行っても同じ事だと思います。ですからこれからも、事故を起こさない初心運転者の教育に努めていきたいと思います。

趣味はやはり車です。ドライブはもちろん、車に関することには興味があります。自分でも教習指導者としての自覚を持って安全運転を心がけていきたいと思っています。

とっておきの名人 ㉖

趣味の竹工芸で手の込んだ作品

城南　松田安榮（ヤスヒデ）さん

細い竹ひごで花かごを編む

城南の松田さんは、趣味の竹工芸で手の込んだ作品を作っています。松田さんが竹工芸に興味を持ったのは、平成2年に大田原市で開催された展示会を見たときからでした。竹工芸は大田原市の伝統工芸品になっているらしく、花かごや菓子器など展示されていました。早速教室に申し込み、今では、幾通りもの編み方で花かごや菓子器、盆などたくさんの作品を作っています。

材料の真竹は大田原や黒羽まで行き、まっすぐで節の長い物を選んで取ってきます。それを2～3ヶ月乾燥させ、その後ゆでて油ぬきし、鉈（なた）1本で竹ひご状にします。仕上げに簡単な機械で厚さ、太さを整え竹独特のささくれを取り除きます。細かい仕事で根気がいる仕事だそうです。

出来上がった竹ひごで、網代あみ、六つ目あみ、麻の葉あみ、蜘蛛の巣あみ、輪口（わぐち）二重あみなどやそれを変形したあみ方で、花かご等をあんでいきます。

竹の裏表を間違うと、出来上がった時のツヤが違ってくるし、竹のしなりが逆になり折れてしまうこともあって、慣れないときは大変苦労したそうです。

松田さんの作品は、以前大田原市行われたで国民文化祭（大竹芸祭）や宇都宮市市民芸術祭工芸の部などに出品され、高い評価を受けています。現在はデパートで行われる年1回の展示会に時々出品されているそうですので、今後の活躍が期待されます。

旬の歳時記

送り梅雨

一か月あまり続いた梅雨も、七月に入るとそろそろ明け始めます。梅雨明けの平年日は、九州南部が七月十三日ごろ、関東甲信が七月二十日ごろ、東北南部が七月二十三日ごろです。

近畿地方の梅雨明け平年日は七月十七日ごろで、折しも京都では祇園（ぎおん）祭りのハイライト、山鉾（やまぼこ）巡行が催されます。この日からの一か月が「京都の真夏」と言われており、これが、まさに梅雨と真夏を分ける行事といえましょう。

ところがこの日はよく雷雨や大雨に見舞われます。梅雨が明けようとしているとき、あるいは明けた直後に、いっとき降りしきる強い雨――これを「送り梅雨」と呼んでいます。

季節の境目となる送り梅雨は、しばしば雷を伴い、それがいっそう梅雨を送りだす力を感じさせます。しかし一方で、雷は大雨の恐れありという注意信号でもあります。

夏の雷雨はふつう、日中の強い日差しに暖められた空気が上昇気流となり、積乱雲を発生させて起こりますが、夜や朝に鳴る雷は、時として集中豪雨のような激しい雨をもたらします。昔のことわざに「朝雷に川渡りすな」というのがあります。

朝に雷が鳴るようなときは、目の前で雨が降っていなくても、川の上流では大雨の恐れがあると、川渡りする旅人に注意を促しているのです。時代は変わっても、この経験訓は変わりません。心に留めておきたいものです。

まちのわだい

緑化フェア開催記念事業
壬生町実行委員会設立

「第17回全国都市緑化とちぎフェア開催記念事業壬生町実行委員会」の第1回総会が去る6月13日に開かれました。

当実行委員会は、昨年秋に開催された緑化フェアを記念するとともに、フェア開催の趣旨である「都市緑化意識の高揚・都市緑化に関する知識の普及」を図り、町の提唱する「夢と活力にあふれた緑園都市みぶ」の早期実現に向け各種事業を実施するものです。

総会では、清水会長が「とちぎフェアでは、多くの方々のご支援、ご協力をいただき、大成功のうちに終了できましたことを感謝するとともに、今後もまちづくりに花と緑を取り入れ、緑化の推進を図っていきたい。」と挨拶。続いて事業計画及び収支予算が承認されました。

挨拶する清水会長

なお、この記念事業は、10月の都市緑化月間の県事業に合わせ、10月6日（土）～10月14日（日）に壬生総合公園で開催し、ガーデニング教室、ステージ催事等楽しいイベントを予定しています。

児童がイチゴ栽培等を学ぶ
睦小で「地域めぐり」

イチゴ畑で子供達に囲まれる中村さん

睦小学校では6月5日、3年生児童49人が町の農業や公共施設の状況などを学ぶため「地域めぐり」を実施しました。

同学校では、これからの学習に生かしていくため、毎年一回この事業を実施しており、この日は、町内主要産業の一つであるイチゴ栽培について勉強するため、JAしもつけ営農センター集荷場を見学した後、下稲葉の中村正さん宅のハウスで「イチゴのできるまで」について説明を受けました。参加した児童達からは、「良い作物をたくさん作るのにどう工夫しているか」「どんなときがうれしいか」「困ったときはどんなときか」等いろんな質問がとびだし、中村さんは、一つ一つ丁寧に答えていました。また、参加者の一人佐々木優力（ゆうき）くんは、「以外とハウスは広く、イチゴは大きくて甘かった」と感想を話してくれました。

なお、この日はこの後、町立の図書館と歴史民俗資料館の施設見学も行いました。

花を育てながら、人の心を耕す
―「人権の花」を壬生小児童に贈る―

「花を協力して育てることで、人権に対する理解を深めてもらおう」と、宇都宮地方法務局栃木支局と栃木人権擁護委員協議会では、6月11日壬生小学校に「人権の花」を贈りました。

児童代表にマリーゴールドとサルビアが手渡される

贈呈式では、中嶋町人権擁護委員協議会長と壬生小校長から「花を育てながら、一人一人の心をたがやし、すてきな学校をつくって下さい」と挨拶があり、児童代表にマリーゴールドとサルビアが手渡されました。

人権擁護に努め表彰される

栃木県人権擁護委員連合会の総会が6月19日宇都宮市で開かれ、本町の中嶋文一郎人権擁護委員が全国人権擁護委員連合会長から、碓氷郁男人権擁護委員が宇都宮地方法務局長から、また、石崎典子人権擁護委員が栃木県人権擁護委員連合会長から、それぞれ多年にわたる人権擁護と人権思想の普及高揚に貢献された功績により表彰されました。

今後のますますの活躍が期待されます。

手作り看板で環境美化を地域に呼びかける

壬生北小

親子で傑作を作ろう▼

▶できあがった看板

壬生北小学校では、このほど児童や家族など約230人が参加して、地域に環境美化を呼びかける看板作りを行いました。

壬生北小の付近は平地林が多く、ポイ捨てが多くみられるため、学校の総合的な学習のテーマにもなっている環境問題を取り上げ、ポイ捨て禁止や自然を大切にする意識を高めようと企画されたものです。

8人から10人のグループになり1枚から2枚の看板を作成。各グループとも工夫を凝らし動物やテレビのキャラクターなどの看板に「みどりをたいせつに」「ポイ捨てやめて」などの文字を書きました。出来上がった看板約80本は、各地区の通学路を中心に立てられ、ドライバーや地域の人に注意をよびかけています。

いかに自分の健康に関心を持ってもらうかが今後の課題

～生活習慣病予防＆実践教室～

6月26日より、「生活習慣病予防＆実践教室」の講座（前期全9回）が始まりました。これは、町の健康診断や成人病健診を受けて「コレステロール」「中性脂肪」「血糖値」が高い「肥満」と言われた方一人一人に、保健指導・栄養指導・運動指導を行い、日常生活の中に運動実践を取り入れ、2ヶ月間でどれだけ効果が上がるかを確かめるものです。

講座は採血から始まり、健康度測定では肺活量、皮下脂肪の測定、運動負荷テスト、体力測定など、また、場所を栃木健康倶楽部へ移しての温水プールウォーキング、アクアビクスなどが行われます。

運動を体験して、運動の楽しさを理解するとともに、日頃の生活のリズムの中に気軽に運動習慣を取り入れ実践し、生活習慣病を改善しましょう。自分の健康にどれだけ関心があるか、またいかに自分の健康に関心を持ってもらうかが今後の課題だということです。

会の歴史を後世に残し、生きてきた証にしたい

―落合本田老人会が記念誌を作成―

国谷地区の老人会「落合本田長寿会」では、このたび二十世紀の思い出を綴った「二千年記念誌」を作成しました。

お年寄り達の戦中、戦後の苦労話や思い出、また会の歴史を後世に残し、生きてきた証にしたいと企画されたものです。

会員58名の内、スポーツ大会や神社の清掃など、常時参加できる人は20名から30名と少なく、もっと多くの人が参加出来るものはと考え、「私の宝物」と題した写真の提供で参加してもらうことになりました。また、随想や短歌、川柳、思い出の写真なども寄せられ合わせて50人が参加しました。

この記念誌はすべて手作りで、ワープロで打った原稿と写真を、カラーコピーで印刷。製本は役員8人が2日かけて77冊完成させました。今でも少しずつ作成して配布しているということです。

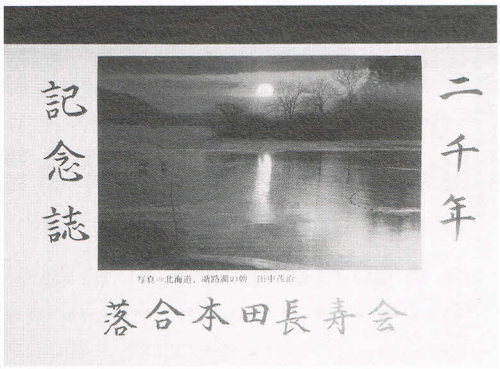

お世話になった役員さん（写真上）とできあがった記念誌（写真下）

スポーツ

ダブルスで息の合った展開
――第18回壬生町テニス大会――

第18回壬生町テニス大会が5月27日に、町総合運動場テニスコートで行われ、一般男子ダブルス19組、一般女子ダブルス9組が出場しました。

大会結果は次のとおりです。

男女ダブルス優勝の皆さん

成績

●一般男子ダブルス
優　勝　田中・三枝組
準優勝　高橋・高橋組
第3位　高山・大房組
〃　柏崎・高塩組

●一般女子ダブルス
優　勝　中村・石田組
準優勝　本田・谷垣内組
第3位　小林・福島組

白熱した試合を繰り広げる
――第18回 壬生町バドミントン大会――

第18回壬生町バドミントン大会が5月27日、町総合運動場体育館で行われ、男女4部門のダブルスに33チームが参加、スピーディーな白熱した試合が繰り広げられました。

大会結果は次のとおりです。

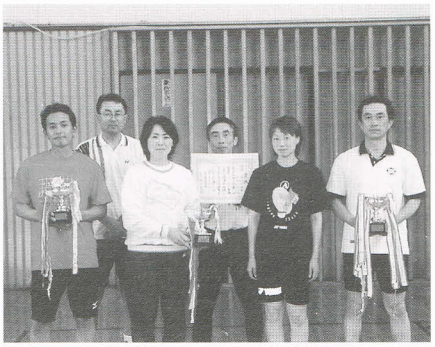
優勝チームの皆さん

成績

●男子ダブルスA
優　勝　上野・石川組
準優勝　鶴見・入江組
第3位　鈴木・種沢組
〃　織田・石川組

●男子ダブルスB
優　勝　佐藤・佐藤組
準優勝　田中・盛　組
第3位　斉藤・中村組
〃　田中・平石組

●女子ダブルスA
優　勝　加藤・増山組
準優勝　大谷・石井組
第3位　山田・森　組

●女子ダブルスB
優　勝　堀江・福田組
準優勝　谷田貝・平山組
第3位　角田・萩原組
〃　樋山・遠藤組

壬生町職員採用試験案内

平成13年度壬生町職員採用試験を次のとおり行います。この試験は高校卒業程度の試験です。

職種及び採用人員

◇一般事務Ⅰ　若干名
◇一般事務Ⅱ　若干名

受験資格

◇一般事務Ⅰ
昭和51年4月2日から昭和56年4月1日までに生まれた方で、通勤時間がおおむね50分以内の方。学歴は問いません。

◇一般事務Ⅱ
昭和56年4月2日から昭和59年4月1日までに生まれた方で、通勤時間がおおむね50分以内の方。学歴は問いません。

＊ただし、次のどれかに該当する者は受験できません。

ア．日本国籍を有しない者
イ．成年被後見人及び被保佐人
ウ．禁固以上の刑に処せられ、その執行が終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
エ．壬生町職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過していない者
オ．日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

試験日及び会場

◇9月16日（日）8時30分受付
◇壬生中央公民館☎82－0108

受験手続

◇試験案内及び申込書は、役場総務課及び稲葉出張所・南犬飼出張所に置いてあります。郵便で請求するときは、120円切手を貼って宛先を明記した返信用封筒（A4サイズが入るもの）を必ず同封して下さい。

受付期間

◇7月19日（木）～8月3日（金）
月曜日から金曜日の午前8時30分～午後5時までです。
郵送の場合は8月3日の消印のあるものに限り受け付けます。

申込・問い合わせ

◇壬生町総務部総務課庶務人事係
〒321－0292
壬生町通町12番22号
☎81－1806

ご存じですか？ 食品の品質表示制度が変わりました

私たちが購入する食品の表示制度は、「食品衛生法」や「ＪＡＳ法」等に基づいていますが、このうち「ＪＡＳ法」が改正されました。

「ＪＡＳ法」に基づく表示は、主に品質表示を目的としています。今回の改正は、消費者の皆さんの食品の品質及び安全性や健康に関する関心の高まりにお応えするもので、主な内容は次のとおりです。

①生鮮食品（農産物や畜水産物）を販売する時には、「名称」と「原産地」の表示が必要となりました（例：栃木産いちご）。

②玄米及び精米に「名称」「原料玄米」「内容量」「精米年月日」「販売業者の氏名又は名称、住所及び電話番号」の表示が必要となりました。

③加工食品に「名称」「原材料名」「内容量」「賞味期限」「保存方法」「製造業者の氏名又は名称及び住所」の表示が必要となりました。

④従来、任意表示であった遺伝子組換え農産物とその加工品についての表示が必要となりました。

⑤有機ＪＡＳマークが定められました。

有機食品は、これまでは強制力を持たない表示ガイドラインに基づく表示を行って来ましたが、今後は「有機農産物及び有機農産物加工食品のＪＡＳ規格」に適合するものであるかどうかについての検査に合格し、有機ＪＡＳマークが付されたものでなければ、「有機栽培」「オーガニック」等の表示ができなくなりました。

商品選択の際には、これらの表示を役立てて賢い消費者に。

食べ物や農業・農村に関する相談にお答えします。

食と農の相談室（下都賀農業振興事務所内）
栃木市神田町５－２０
☎２３－３４２５

国民年金あれこれ

高齢任意加入ができます

老齢基礎年金を受けるためには、国民年金・厚生年金・共済組合の加入（納付・免除）期間の合計が最低25年以上必要です。そこで、受給資格期間が不足している方のために60歳以上65歳未満の間で、国民年金に高齢任意加入することにより不足期間を満たすことができます。また、受給資格期間を満たしている方で満額に満たない方についても、将来の年金額を増やすために高齢任意加入することができます。

なお、65歳の時点においてさらに受給資格期間が不足している方は、65歳以上70歳未満の間で不足期間を満たすまで、特例高齢任意加入ができます。（65歳以上の任意加入は、昭和30年４月１日以前に生まれた方が対象となります。）

○60歳まで納めても受給資格期間が足らない方の場合

20歳	25歳	35歳	50歳（現在）	60歳	65歳
国民年金未納５年	厚生年金加入10年	国民年金未納15年	60歳まで10年納入	高齢任意加入５年	

0年 ＋ 10年 ＋ 0年 ＋ 10年 ＋ 5年 ＝25年

※65歳前に受給資格期間を満たしても、65歳まで任意加入できます

○65歳に達してもさらに受給資格期間が足らない方の場合

20歳	25歳	50歳	60歳（現在）	65歳	70歳
国民年金免除５年	国民年金未納25年	国民年金納付10年	高齢任意加入５年	特例高齢任意加入５年	

5年 ＋ 0年 ＋ 10年 ＋ 5年 ＋5年＝25年

※受給資格期間を満たした時点で、65歳以上の任意加入は終了となります

“食と農の相談室”のお知らせ

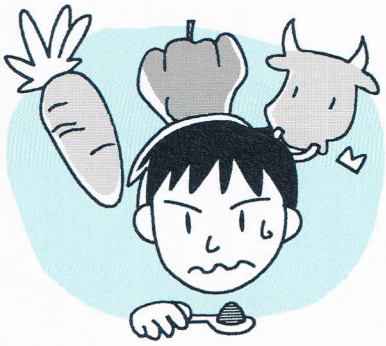

“どんな食生活が健康にいいの？”
“最近野菜の表示が変わったみたいだけど？”
“地元の野菜を食べたいんだけど？”
“地元のイベント情報は？”
などなど

食べ物に関する疑問、農業・農村に関する相談など、皆様の様々な疑問・相談にお答えするため「食と農の相談室」を開設しました。皆様のご利用をお待ちしております。

食と農の相談室
（下都賀農業振興事務所内）
栃木市神田町５－２０
☎２３－３４２５

佐藤しのぶをソリストに迎え、巨匠インバルがドイツの伝統を誇る楽団を振る

ベルリン交響楽団

ソリスト（ソプラノ）
佐藤しのぶ

世界のプリマ**佐藤しのぶ**を迎え、巨匠エリアフ・インバル（首席指揮者）が得意のマーラーとドイツの名曲で、名門オーケストラに新風を吹き込む

開催日　11月14日㈬　午後７時
発売日　８月１日㈬　全席指定　5,000円
会　場　中央公民館大ホール（城址公園ホール）
※入場券は、中央公民館、稲葉・南犬飼出張所、町施設振興公社で取り扱います。
問合せ先　壬生中央公民館　☎82－0108

私の作品

「お友だち」

藤井小３年
橋本（はしもと）　佳奈（かな）

藤井小６年
近藤　有沙（ありさ）

すこやかベビー・ご家族紹介

町では、第３子以上の児童を養育している方に「すこやか子育て支援金」を交付しています。
※支援金の受給要件、申請方法等は、**町福祉課児童福祉係**（☎81－1831）へお問い合わせください。

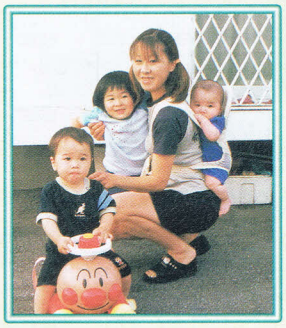

中川　聖生（せい）ちゃんご家族（安塚２）

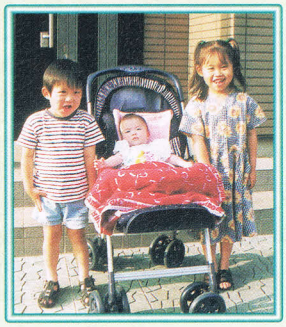

小林　咲希花（さきな）ちゃんご兄弟（上田）

寄付

◆社会福祉協議会へ
（○数字は寄付回数）
TFカラオケ愛好会様②　1万7千960円
星野芳子様⑥　1万円
ダンス木曜会様⑯　6千円
匿名④　770円
喜峰会一同様①　5万4千400千円
羽生田西部親睦会様㉑　3千円

◆壬生町ボランティア連絡協議会への指定寄付
テットマートお客様⑤　1万1千804千円

8月の納税等

- 町県民税（2期）
- 国民健康保険税（2期）
- 介護保険料（普通徴収）（2期）
- 国民年金（8月分）

納期限　8月31日

まちのうごき
7月1日現在

総人口	39,918 人	(23)
男	19,531 人	(15)
女	20,387 人	(8)
世帯数	12,943世帯	(13)

（　）内は前月比